

償却資産申告の特例

償却資産申告の対象になる資産であっても、一時に損金算入する10万円未満の資産、一括償却資産の特例を使って3年で一括償却した20万円未満の資産は申告の必要がありません。ただし、青色申告30万円未満の少額償却資産を取得時に全額経費にできる即時償却の特例を受けて償却したものは、申告が必要になります。

対象となる償却資産

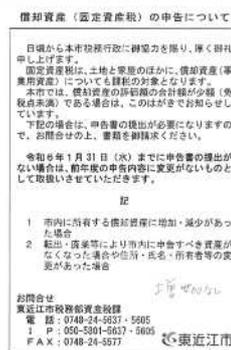
事業用の固定資産が対象となり、法人税や所得税法で減価償却費が損金算入されるものが課税の対象となります。

土地や家屋、営業車両、無形固定資産などは償却資産の対象外となります。

事業用資産としてすぐに使える状態にある場合は、償却済みのもの、帳簿上にはないものも申告対象となります。

12月上旬に償却資産申告書が送付されますが、市町村により申告が簡略化されている地域もあり、申告の頻度が少ない場合は、申告書ではなくハガキが届き、申告不要の場合もあります。

償却資産申告書がお手元に届きましたら、担当者にお渡しください。



HP



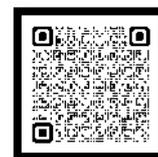
Face Book



Instagram



Threads



◇申告書の提出期限

提出月	12月	1月	2月
確定申告	10月決算	11月決算	12月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	4月決算 1月、4月、7月	5月決算 2月、5月、8月	6月決算 3月、6月、9月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474